

改正 平成27年2月27日規則第3号

平成28年3月31日規則第35号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 一般競争入札（第6条—第24条）
- 第3章 指名競争入札（第25条—第27条）
- 第4章 随意契約（第28条—第30条）
- 第5章 せり売り（第31条）
- 第6章 契約の締結手続（第32条—第40条）
- 第7章 監督及び検査（第41条—第47条）
- 第8章 契約上の給付（第48条—第55条）
- 第9章 契約の解除（第56条）
- 第10章 補則（第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 町が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）その他法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 有資格者とは、競争入札等に参加する資格を有する者をいう。
- （2） 競争入札等とは、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約による見積合せのことをいう。
- （3） 指名業者とは、有資格者のうちから、指名競争入札に参加させるため町が指名した者をいう。
- （4） 入札参加業者とは、有資格者又は指名業者のうちで、当該入札に参加する者又は参加した者をいう。
- （5） 落札者とは、第18条の規定による者をいう。
- （6） 契約者とは、落札者及び随意契約の相手方で、契約の確定した者をいう。
- （7） 無効とは、入札に際し、記名押印等を欠くため、法律上の効果がないとみなすことをいう。
- （8） 失格とは、当該入札に参加することができないこと又は再度の入札に参加することができないことをいう。

（契約締結の依頼）

第3条 建設工事、業務委託、物品購入及びその他発注（以下「発注」という。）を担当する課等の長（以下「発注担当課長」という。）は、所掌する事務の執行に関し、競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）による契約の締結が必要であるときは、総務課長に入札の執行及び契約の締結を依頼しなければならない。

（田尻町指名審査委員会）

第4条 町が締結する契約に関する業者の審査等を行うため、田尻町指名審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

（資格審査登録）

第5条 町が行う競争入札等に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請内容を審査し、入札参加資格を有すると認めたときは、その者（以下「有資格者」という。）の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成する。

3 有資格者は、第1項の申請書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

- 4 第2項の有資格者名簿は、2会計年度有効とする。
- 5 町長は、必要があると認めるときは、随時に資格の審査を行い、有資格者名簿の追加・修正又は削除を行うことができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2章 一般競争入札

(入札の公告)

第6条 一般競争入札の公告は、次の各号に掲げる事項について、入札日の前日から起算して、少なくとも5日前までにしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合においては、入札日前1日までに短縮することができる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 入札の場所及び日時
 - (3) 入札に付する事項
 - (4) 契約条項を示す場所及び期間
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 入札の無効に関する事項
 - (7) その他必要な事項
- 2 前項の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事のうち予定価格が5,000,000円以上のものに係る公告は、入札日前に建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間を置いてしなければならない。
- 3 一般競争入札の施行に必要な事項は、別に定める。

(入札保証金)

第7条 施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の金額とする。

- 2 前項に規定する入札保証金の納付は、次の各号のいずれかの担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債又は地方債（担保の価格は額面金額）
 - (2) 田尻町会計事務規則第21条に規定する小切手
- 3 前2項の入札保証金は、町に納入しなければならない。

(入札保証金の納付免除)

第8条 町長は、入札に参加する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除することができる。

- (1) 町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 過去2年間に町、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付等)

第9条 入札保証金は、落札者に対しては契約が確定した後に、その他の入札者に対しては入札終了後に還付する。

- 2 入札保証金には、利息を付さない。
- 3 入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

第10条 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、町に帰属するものとする。

(再度入札に対する入札保証金)

第11条 施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札をする場合は、初度の入札に対する入札保証金をもって再度の入札に対する入札保証金とみなす。

(予定価格調書の作成)

第12条 町長その他の予定価格作成者は、入札に付する事項の予定価格を定め、開札の際、これを記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封書にして開札場所に置かなければならない。

- 2 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利若しくは

不相当と認められる契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

4 町長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず予定価格を入札前に公表することができる。

(最低制限価格の設定)

第13条 前条の規定は、施行令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合に準用する。

2 前項の規定により最低制限価格を設けるときは、その旨を公告しなければならない。

(競争入札心得)

第14条 一般競争入札を厳正かつ円滑に執行するため競争入札心得を定めるものとする。

2 前項の競争入札心得は、別に定めるものとする。

(入札説明)

第15条 町長は、一般競争入札を適正に行うために入札に関する必要な事項をあらかじめ説明（以下「入札説明」という。）することができる。

2 町長は、入札説明を行うため、入札説明会（以下「説明会」という。）を実施することができる。

(入札参加資格)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当する者

(2) 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者

(3) あらかじめ公告又は通知した当該入札に関する説明会に参加しなかった者

(4) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をするおそれがある者又はした者

(5) 第17条第4項に規定する入札要項に記名押印の無い者又は記名押印の確認を得ることができない者

(6) 第7条に規定する入札保証金の納入がない者。ただし、入札保証金の納付を免除した者は除く。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が入札に参加させることが適当でないと認める者

(入札)

第17条 入札者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認のうえ、必要事項を記入し、かつ、記名押印した入札書により入札を行わなければならない。この場合において、入札保証金を納付した者は、当該入札保証金の預り証を入札前に提出しなければならない。

2 入札は、指定の日時及び場所において行わなければならない。ただし、第6条の公告において郵便による入札を認めたときは、入札書及び入札保証金の預り証を郵便により提出することができる。

3 第1項の入札者が代理人である場合は、入札前に委任状等その権限を証する書面を提出し、確認を受けなければならない。

4 入札者及びその代理人は、町の指定する入札要項に記名押印し、確認を得なければならない。

(落札)

第18条 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の金額でもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

2 落札となるべき価格の入札者が2者以上いるときは、直ちに入札参加者立会いのうえ、抽選により落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者は抽選を辞退することはできない。

(再度の入札)

第19条 前条において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、再度の入札は1回限りとする。

2 前項による再度の入札を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(1) 第20条第1項第1号から第3号までの規定により無効とされた入札をした者

(2) 第13条の規定による最低制限価格に達しない入札をした者

(3) 前各号に掲げるもののほか、再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

3 第1項の規定にかかわらず、入札前に予定価格の公表を行った入札については、再度の入札は実施しない。

(入札の無効)

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第17条第3項の確認を受けない者が行った入札
- (2) 所定の日時、場所に提出又は到達しない入札
- (3) 入札要項に記名押印のない者のした入札
- (4) 入札保証金の納付を要する入札において入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に満たない者が行った入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札
- (6) 委任者名及び代理人名を併記していない代理人のした入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一の入札において入札者又はその代理人が2以上の入札を行ったすべての入札
- (9) 同一の入札において入札者又はその代理人がそれぞれ入札を行った双方の入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札に関し不正の行為をした者が行った入札
- (12) 入札金額を訂正した入札
- (13) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (14) 前各号の掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札及び町長があらかじめ定めた事項に従わない入札

2 前項の規定により入札を無効とする場合は、施行令第167条の8第1項の開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を通知しなければならない。

(失格)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた入札において、当該価格を下回った価格で入札をした者
- (2) 再度の入札において、初度の入札の最低入札価格以上の価格で入札した者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法令等に違反していると認められる者

(入札の中止等)

第22条 町長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第23条 施行令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とするときは、総務課長は、その理由を付して町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、最低の価格をもって申込みをした者に対し必要な通知をし、かつ、その他の入札者に対しても落札の決定があった旨を通知しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第24条 町長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で、再度の入札に付すときは、法令に特別の定めがある場合を除くほか、第6条第1項本文に規定する公告の期間を1日まで短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名)

第25条 施行令第167条の12第1項の規定により入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5者以上を指名しなければならない。

2 施行令第167条の12第2項の規定により通知するときは、第6条第1項第2号から第7号までに掲げる事項を通知しなければならない。

3 町長は、指名競争入札に参加する者の指名又は指名停止等に関する基準を定めなければならない。

4 指名競争入札の執行に必要な事項は、別に定める。

(入札事項の通知)

第26条 町長は、指名業者に対し、第6条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる事項に関する説明会の開催又は説明する資料の配布について、その日時及び場所を、入札日の前日から起算して少な

くとも3日前までに通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を短縮することができる。

2 前項の規定による通知を受けた者は、説明会に出席し、又は資料の配布を受けなければ入札に参加することができない。

(一般競争入札の手続の準用)

第27条 第7条から第23条までの規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第7条第1項中「施行令第167条の7第1項」とあるのは「施行令第167条の13において準用する施行令第167条の7第1項」と、第11条中「施行令第167条の8第3項」とあるのは「施行令第167条の13において準用する施行令第167条の8第3項」と、第13条第1項中「施行令第167条の10第2項」とあるのは「施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10第2項」と、第20条第2項中「施行令第167条の8第1項」とあるのは「施行令第167条の13において準用する施行令第167条の8第1項」と、第23条第1項中「施行令第167条の10第1項」とあるのは「施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10第1項」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約の限度額)

第28条 施行令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 500,000円

(随意契約の予定価格)

第29条 随意契約によるときは、第12条の規定により予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 発注予定金額が100,000円未満のとき。
- (2) 法令に基づいた取引価格又は料金が定められていることその他の理由により、特定の取引価格又は料金によらなければ契約を締結することが不可能又は著しく困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格作成者が予定価格調書を作成する必要がないと認めるとき。

(見積書の徴取)

第30条 随意契約によるときは、見積りに必要な事項を示し、なるべく2者以上から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1者のみから見積書の徴取で足りるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (2) 災害の発生等により、緊急を要するとき。
- (3) 前条第1号の規定に該当するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が2者以上から見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体及び公共的団体と契約を締結するとき。
- (2) 法令に基づいた取引価格又は料金が定められていることその他の特別の理由により、特定の取引価格又は料金によらなければ契約を締結することが不可能又は著しく困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

第5章 せり売り

(一般競争入札の手続の準用)

第31条 第6条から第10条まで、第12条、第16条、第17条第2項及び第3項、第20条第1項(第1号、第4号、第9号、第11号及び第14号に限る。)及び第2項、第22条並びに第24条の規定は、せり売りについて準用する。この場合において、第7条第1項中「施行令第167条の7第1項」とあるのは

「施行令第167条の14において準用する施行令第167条の7第1項」と読み替えるものとする。

第6章 契約の締結

(契約の締結手続)

第32条 落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者（以下「契約予定者」という。）は、遅滞なく、契約書に記名押印のうえ、総務課長が定める書類を添えて提出しなければならない。この場合において、契約保証金を要するものは、契約保証金を納付しなければならない。

- 2 町長は、契約予定者が前項に規定する契約の締結手続を怠ったと認めるときは、当該落札又は契約の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により取り消した場合は、落札金額の100分の5に相当する違約金を徴することができるものとする。

(契約書の記載事項)

第33条 契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 契約保証金
 - (5) 契約履行の場所
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 権利義務の譲渡等の禁止
 - (10) 危険負担
 - (11) かし担保責任
 - (12) 契約の変更及び解除
 - (13) 契約に関する紛争の解決方法
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事の請負契約に係る契約書に記載する事項は、建設業法第19条第1項各号に掲げるものとする。

(契約書作成の省略)

第34条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 有資格者による競争入札又は随意契約において、契約金額が300,000円未満の契約を締結するとき。
 - (2) 物品を売り払う契約において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - (3) 国、地方公共団体その他公共団体と契約を締結するとき。
 - (4) 単価契約をもって契約済みの契約を締結するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、随意契約（動産、不動産に関するものを除く。）において町長がその必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合は、契約の適正な履行を確保するため、契約の相手方が記名押印した請書その他これらに準ずる書面を徴さなければならない。

(議会の議決を要する契約)

第35条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年田尻町条例第17号）の規定に基づき議会の議決を要する契約については、当該議決を得た後に契約が成立する旨を記載した契約書により仮契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定により仮契約を締結した契約について議会の議決を得たときは、本契約となるものとし、遅滞なく、その旨を相手方に通知しなければならない。
- 3 第1項の仮契約の相手方が、仮契約期間中において不正な行為があったときは、当該仮契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により仮契約を解除したときは、町は、その一切の責を負わないものとする。

(契約保証金)

第36条 施行令第167条の16第1項の規則で定める額は、契約金額の100分の10に相当する額以上の額とする。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次の各号いずれかの担保の提供をもって代えることができる。

(1) 第7条第2項各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(入札保証金の準用)

第37条 第7条第3項並びに第9条第1項及び第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第7条第3項中「前2項の入札保証金」とあり、第9条第1項及び第2項中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、第9条第1項中「落札者に対しては契約が確定した後に、その他の入札者に対しては入札終了後に」とあるのは「契約の履行の確認をした後に」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付免除)

第38条 町長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(4) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5) 物品供給等の契約において、履行されることが確実なとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が規則第28条各号に掲げる契約の種別に応じ、当該各号に定める額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(7) 契約の相手方が国、地方公共団体その他公共団体で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約保証金による充当)

第39条 契約保証金は、契約に伴う一切の損害賠償に充当することができる。

2 前項の規定により契約保証金に不足を生じたとき、及び充当によっても、なお損害賠償に不足金額が生じるときは、これを追納させることができるものとする。

(契約保証金の帰属)

第40条 第56条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、町に帰属する。契約者の責めに帰すべき理由により契約が履行不能となった場合においても、また同様とする。

第7章 監督及び検査

(監督職員又は検査職員)

第41条 法第234条の2第1項の監督又は検査を行うため、監督職員又は検査職員を置く。ただし、施行令第167条の15第3項の規定による場合は、この限りでない。

(監督職員の職務)

第42条 監督職員(施行令第167条の15第4項の規定により監督を委託された者を含む。以下同じ。)は、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、使用材料の試験、検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示を与えなければならない。

3 監督職員は、監督に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。

4 監督職員又は監督職員であった者は、監督において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第43条 監督職員は、総務課長と連絡を密にするとともに、総務課長の要求に基づき、又は随時に監督の実施状況について報告しなければならない。

(検査職員の職務)

第44条 検査職員（施行令第167条の15第4項の規定により検査を委託された者を含む。以下同じ。）は、必要に応じて監督職員の立会いを求め、請負契約の給付の完了の確認（第52条の規定に基づく部分払の確認を含む。）について、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、当該給付の内容の検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、前項の請負契約以外の給付の完了の確認については、契約書その他関係書類に基づき、当該給付の内容の検査を行わなければならない。
- 3 検査職員は、前2項の検査において必要があるときは、破壊、分解、試験等必要な処置を要求し、又は説明若しくは書類の提出を求めることができる。この場合において、これらの検査に要する費用は、契約者の負担とする。
- 4 検査職員は、給付の完了の通知を受けた日から建設工事にあつては14日以内に、その他にあつては、10日以内に検査をしなければならない。
- 5 検査職員は、検査の実施に当たり、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。
- 6 検査職員又は検査職員であった者は、検査において知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 検査に関し必要な事項は、別に定める。

(検査の結果)

第45条 検査職員は、検査を完了したときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、検査調書の作成を省略することができる。
 - (1) 第34条第1項第1号に規定する金額以下のとき。
 - (2) 役務等の提供において、実施の都度、完結する業務を繰り返す業務であるとき。
 - (3) その他町長が検査調書を作成する必要があると認めるとき。
- 3 前項の規定により検査調書の作成を省略する場合は、契約に係る給付の完了の確認を証する書面を作成し、又は契約の相手方から提出された納品書、請求書又は工事の完了届書その他これらに準ずる書面に検査の完了の事績を明らかにしなければならない。
- 4 前3項の規定は、施行令第167条の15第4項の規定に基づき検査をした町の職員以外の者についてこれを準用する。

(検査における不合格)

- 第46条 検査職員は、検査の結果、不合格と判定したときは、契約者に修補を指示し、かつ、その旨を監督職員に通知しなければならない。
- 2 契約者又はその代理人が正当な理由なく検査に立ち会わないときは、契約者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 3 契約者は、第1項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取壊し、撤去、取替え、修補等の処置を執らなければならない。
 - 4 前項の規定により契約者が修補等を完了したときは、契約者は、修補完了届を監督職員に提出し、再度検査を受け、確認を求めなければならない。この場合において、再度検査を行うときは、第45条及び第46条の規定を準用する。

(監督職員及び検査職員の兼職禁止)

第47条 検査職員の職務は、監督職員の職務と兼ねることができない。

第8章 契約上の給付

(目的物の引渡し)

第48条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約（工事の業務委託契約を含む。）については検査に合格し、契約者から提出された引渡書を受理したときに、工事以外の請負契約及び買入契約（不動産に係るものを除く。）については引渡場所において検査に合格したときに完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、検査に合格したときをもって完了するものとする。

- 2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分引渡し)

第49条 契約の目的物について、町があらかじめその全部の完済又は完納に先立って引渡しを受ける

べきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）があるときは、第54条及び第55条の規定を準用する。この場合において、第54条第1項中「契約金額」とあるのは「指定部分に相当する契約金額」と、第55条第1項中「引渡し後」とあるのは「指定部分に係る引渡し後」と読み替えるものとする。

（前金払）

第50条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下本項中「法」という。）

第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証がなされた契約金額1,300,000円以上の法第2条に規定する公共工事の請負工事において、契約金額の4割を超えない範囲において、80,000,000円を限度として前金払をすることができる。

- 2 前金払を請求しようとする者は、契約に基づく工事着手届を提出した後において公共工事請負金前払申請書に保証会社と保証契約を締結したことを証する書類を添付して町長に請求しなければならない。
- 3 前金払をした後において、工事の変更その他の理由により契約金額に増減を生じたときは、町長は、第1項に規定する割合となるまで増減することができる。この場合において、減額したときは、その差額を返納させることができる。
- 4 前項の規定により前金払の増額を受けようとするときは、公共工事請負金前金払追加について、第2項の規定を準用する。

（前金払の返納）

第51条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は前金払の全部又は一部の返納を命ずることができる。

- (1) 前金払の承認に関して付した条件に違反したとき。
 - (2) 契約義務を履行しないとき。
 - (3) 前金払の使途がその目的に反したとき。
 - (4) 契約を解除されたとき。
 - (5) 保証契約が解除されたとき。
- 2 前項により前金払の返納を命じたときは、前金払をした日から返納した日までの日数に応じ返納金額に対し年3.6パーセントの率を乗じて得た金額を利息として徴収することができるものとする。この場合において、利息の額が100円未満であるときは徴収せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（部分払）

第52条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れ契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。

- 2 前金払をした契約の既済部分に対する部分払をする場合は、部分払金から前金払に既済歩合を乗じて得た額を控除しなければならない。

（契約代金）

第53条 契約者から契約目的物を引渡し又は納品された後、契約代金の請求書を受けたときは、契約書の規定により契約代金を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第54条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が契約に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として徴収する。

- 2 前項の場合において、指定部分に係る引渡しを受けた部分があるときは、これに相当する契約金額相当額を控除する。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、契約において特に遅延損害金の額を定めることができる。
- 4 遅延損害金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。

（かし担保責任期間）

第55条 買入契約の契約者は、契約の目的物の隠れたかしについて、引渡し後、1年間担保責任を負うものとする。ただし、契約によりその期間を伸縮することができる。

- 2 請負契約の契約者の担保責任については、契約により民法（明治29年法律第89号）第638条第1項に定める期間を1年まで短縮することができる。

第9章 契約の解除

（契約の解除）

第56条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- （2） 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- （3） 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、法令、規則、契約条項等に違反したとき。

第10章 補則

第57条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（財務規則の廃止）
- 2 田尻町財務規則（昭和39年田尻町規則第2号）は、廃止する。
（公共工事の前払金に関する規程の廃止）
- 3 公共工事の前払金に関する規程（昭和62年田尻町規程第7号）は、廃止する。

附 則（平成27年2月27日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第35号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。